

日本外科感染症学会 外科周術期感染管理医認定制度
外科周術期感染管理教育施設認定規則

第1章 総則

- 第1条 日本外科感染症学会は、外科周術期感染管理に関する専門的知識および技術の向上と普及を図るために、外科周術期感染管理について実践し、また指導と教育に積極的に取り組む施設あるいは診療部を認定する外科周術期感染管理医認定制度を設ける。
- 第2条 本制度の運営のため、外科周術期感染管理医認定制度委員会を設ける。

第2章 委員会

- 第3条 委員会は第1条に掲げる目的を遂行するために必要な事項を所掌し、教育施設の認定業務などを行う。
- 第4条 担当理事は理事会が選任し、理事長が委嘱する。委員会委員とともに、本制度の運営にあたり、本制度の円滑な運営を指導する。
- 第5条 委員会委員長は理事会が選任し、理事長が委嘱する。委員会は委員長が推薦し理事会の議を経て承認された10名程度の委員によって構成され、理事長が委嘱する。また、副委員長を置くことができる。
- 第6条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 第7条 委員長は委員会を召集し、管掌し、本制度の円滑な運営を図る。
- 第8条 教育施設の認定業務の実務を行なうため、委員会内に5名程度の委員によって構成する小委員会を設ける。

第3章 教育施設認定資格

- 第9条 教育施設の認定を受けるためには以下のすべての条件を満たすこと。
- 1) 日本外科感染症学会が認定する外科周術期感染管理教育医が常勤職員で1名以上いること（施行細則1）
 - 2) 所属施設あるいは所属診療部内において組織的、系統的に外科周術期感染管理を実践し、指導活動を行っていること。感染制御（感染対策）チームによる回診（ラウンド）が定期的に行われていること。
 - 3) サーベイランスを行っていること。
 - 4) 外科周術期感染管理に関する検討会や教育が適切に行われていること。

第4章 教育施設認定申請の要項

- 第10条 教育施設の認定を希望する施設は、次の各項に定める書類を委員会に提出する。なお、申請料、認定料は必要としない。
- 1) 所属施設長または所属診療部部長あるいはそれに準ずる役職者の教育施設認定申請書
 - 2) 外科周術期感染管理教育医認定証のコピー（施行細則1）
 - 3) 感染制御（感染対策）チームの位置づけを示す組織図とチームの構成メンバー表

- 4) 外科周術期感染管理に関する教育実績報告書およびラウンドの報告書（施行細則 2）
- 5) サーベイランスの報告書（施行細則 3）

第 11 条 認定申請の期限は毎年 9 月 1 日より 9 月 30 日までとし、委員会は毎年 1 回申請書類により審査を行い認定する。

第 12 条 本学会は、理事会の承認をもって、認定された施設あるいは診療部に対し、外科周術期感染管理教育施設認定証を交付する。認定期日は承認された理事会の翌年 1 月 1 日とする。

第 13 条 認定期間は 5 年間とし、認定更新の審査を経なければ、引き続いて教育施設を呼称することはできない。

第 5 章 教育施設認定の資格の更新

第 14 条 委員会は、認定を受けてから 5 年を経たときに、委員会の定める要件を充たした施設について、認定更新申請書類の審査を行い、委員会で審議のうえ、資格を更新し、認定証を交付する。

第 15 条 教育施設の更新を受けるためには第 3 章、第 9 条のすべての条件を満たすこと。なお、更新料は必要としない。

第 16 条 更新を希望する施設は次の各項に定める書類を委員会に期日までに提出する。なお、更新申請の期限は毎年 9 月 1 日より 9 月 30 日までとする。

- 1) 教育施設認定更新申請書
- 2) 外科周術期感染管理教育医認定証のコピー
- 3) 外科周術期感染管理に関する教育実績報告書やラウンドの報告書（施行細則 2）
- 4) サーベイランスの実績表報告書（施行細則 3）

第 6 章 認定資格の喪失

第 17 条 教育施設は次の事由により、その資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。
- 2) 常勤職員に外科周術期感染管理教育医がいなくなったとき。
- 3) 上記第 8 条 2~5 に示す項目が行われなくなったとき。
- 4) 申請書類に虚偽が認められたとき。
- 5) 所定の期限までに認定更新を申請しなかったとき。

第 7 章 本制度の運営

第 18 条 この規則に規定するものの他、本制度の運営についての必要な事項は別に細則に定める。

第 8 章 規則の施行、改廃

第 19 条 この規則の改廃は委員会の議を経て、本学会理事会で決定する。

第 20 条 この規則は 2011 年 6 月 1 日から施行する。

施行細則 1 認定の要件

本制度発足当初（3年間）は、外科周術期感染管理教育医が存在しないため、別に定める外科周術期感染管理暫定教育医をもって外科周術期感染管理教育医とみなすこととする。

施行細則 2 教育実績報告書およびラウンドの報告書

講習会や研修会の記録および回診（ラウンド）実施を証明する書類が含まれる。書類や形式は各施設や診療部独自のものでよい。

施行細則 3 サーベイランスの報告書

サーベイランスの報告書には JHAIS（旧 JNIS）あるいは厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）による手術部位（SSI）サーベイランス、日本外科感染症学会が行う術後感染サーベイランス（仮称）、あるいはその他の全国レベルや各施設、診療部における周術期感染症に関するサーベイランスの報告書、実績表あるいは参加していることを証明する書類が含まれる。

（2011年11月30日改訂）

（2012年11月20日改訂）

（2017年11月28日改訂）

（2019年11月28日改訂）